

会 議 録

附属機関又は会議 体の名称		令和8年度 第1回震災・風水害対策推進本部会議
事務局(担当課)		総務部 防災危機管理課
開催日時		令和8年 4 月 8 日(水)午前 11 時 15 分～正午
開催場所		豊島区役所5階 庁議室
議題		(1)防災に関する年間行事 (2)令和8年度総合防災訓練(図上訓練)及び非常参集訓練の実施 (3)豊島区業務継続計画の修正(令和8年度実施) (4)保健・医療・福祉の連携について(課題共有) (5)豊島区備蓄物資計画の修正 (6)コールセンターの災害時対応
公開 の 可否	会議	☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	本部長	区長
	副本部長	副区長、副区長、教育長
	統括本部員	危機管理監
	本部員	政策経営部長、区長補佐担当部長、総務部長、施設整備担当部長、区民部長、文化スポーツ部長、産業振興部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、児童相談所長、都市整備部長、土木担当部長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長、区議会事務局長、
	本部員・幹事長	防災課長
	本部員・幹事長	危機管理課長、治安対策担当課長、

	幹事	企画課長、総務課長、区民活動推進課長、文化企画課長、産業振興課長、環境政策課長、福祉総務課長、地域保健課長、子ども若者課長、都市計画課長、土木管理課長、庶務課長、議会総務課長、広報課長、人事課長
--	----	---

審 議 経 過

(1)防災に関する年間行事

(2)令和8年度総合防災訓練(図上訓練)及び非常参集訓練の実施

(3)豊島区業務継続計画の修正(令和8年度実施)

説明者:事務局(防災課長)

資料に基づき、(1)～(3)について説明

教育部長

昨年度実施した総合防災訓練をベースに、今年度はその訓練をよりアップデートして実施していくイメージで良いか。

事務局(防災課長)

午前中の訓練については、そのイメージで良い。午後の訓練については、実際の時間軸で想定される出来事を条件付与した訓練を総合防災システム(以下、「システム」という)も使って実施する。

区長

システムの研修は実施するのか。資料にある災対各部間の連絡調整のやり取りを打つのは担当者がやるという理解で良いか。

事務局(防災課長)

使い方については、6月に説明会を予定している。

この説明会には、各課から出席いただくことになる。管理職向けの短い時間での説明会を設定する予定である。

訓練時も発災時も、システム上での連絡調整は担当者が行う。各部でその連絡を受け止めていただき、必要な指示や連絡もシステムを使って出していただきたい。

防災課から各部にある程度の条件付与を行うが、各部でも考えていただき、想定される出来事を各部同士で付与し合いながら、訓練を実施していただきたい。

教育長

このシステムは、小中学校ではどのようなになっているのか。

事務局(防災課長)

小中学校には導入されておらず、救援センター別で導入している。

⇒報告のとおり了承する。

(4)保健・医療・福祉の連携について(課題共有)

説明者:防災・震災対策専門員

資料に基づき、(4)について説明

副区長

災対福祉部で担当している個別避難計画でもヒアリングシートを活用しているので、福祉部も本件では連携して検討を進めてもらいたい。

区長

この件は、今日の会議で課題共有をして、今後はどのようなスケジュールで検討を進めて行くのか。

事務局(防災課長)

今後は、災対衛生部、災対福祉部、防災課で協議を進めて行く。どのようなことをやっていくか検討を進めて、適宜報告させていただく。検討を進めて行く中で、外部団体の方も必要という結論になったら、外部団体も含めた検討を行っていくことになる。

健康部長

東京都からは、災害関連死を防ぐための仕組みを考えるような話が降りてきている。福祉部、防災課とも2回ほど東京都の会議にも参加してもらっている。今回の課題共有は、近い話ではないかと思っている。医師会も話には加わってもらっている。

⇒報告のとおり了承する。

(5)豊島区備蓄物資計画の修正

説明者:事務局(防災課長)

資料に基づき、(5)について説明

⇒報告のとおり了承する。

(6)コールセンターの災害時対応

説明者:政策経営部長

資料に基づき、(6)について説明

総務課長

本件と関連する事項として、発災時の宿直がある。宿直の半分が災害対策要員で占められている。発災時には救援センター（避難所）へ駆け付けてしまうので、宿直業務を担当できないという事態になる。それ以外の総務課登録職員も災害時には配備されることになる。災害時はもちろん、平常時の宿直の在り方についても検討している。平常時から災害時にどう対応すべきか、今年度中に整理をしていきたいと思っている。

区長

防災アプリをこれから区民の皆さんにダウンロードしてもらうことになるが、区側から情報は区民に届くが、区民から区へ情報を届けることはできるのか。

事務局(防災課長)

区民から区へ情報を届けられるようになっている。区民からの情報を逐一確認できるような態勢を作る必要があるが、どこが担当するかは決まっていない。

区長

防災アプリが便利なことを謳っているのに、いざという時には電話してくださいというのも違う気がする。

防災・震災対策専門員

救助要請や安否不明情報については、安否確認に従事する警察・消防・自衛隊と速やかに情報共有する必要がある。そういった情報を整理するのは、指令情報部になる。ただ、防災課長が懸念しているのは、その情報の処理をこなしきれるのかという点である。こなしきれる態勢を構築していかないと、せっかく導入した防災アプリが活きないということはお指摘の通りである。

区長

区民の方は、防災アプリで情報提供してもらって、区ホームページには電話番号が表示されるのか。

防災・震災対策専門員

区ホームページの災害モードは容量を軽くするために、テキストベースになると聞いているので、自由に電話番号を掲載することは可能と聞いている。

あらかじめ役割分担を決めていれば、安否不明に関する電話番号、救助要請に関する電話番号といったように、掲載することも可能である。区民相談課にて検討を深めてもらっていく中で、関連した課題が見えてきているので、取り組んでいただいた大きな成果だと思う。

区長

平常時でも区民からの情報提供ができるような仕様となっているのか。

事務局(防災課長)

平常時はできない仕様となっていて、災害時のみである。

区長

きれいな周知用チラシを作成してくれているので、色々な所で配布し、ダウンロードするよう周知していく活動を進めて行く中で、区民から区で連絡できる機能がある等、区民がダウンロードするとメリットを前面に出して周知できるとよい。

なるべく、コールセンターへ問い合わせが行かないような取組も必要である。他自治体の事例もよく調べてもらいたい。

別件であるが、トイレについてのお願いがある。

携帯トイレは、みんなそれぞれが備蓄をしてほしいと思っているので、各部署のイベントで紹介できるような場面があれば積極的に周知啓発をやってほしい。学校のイベントで子供に教える。社員を有する事業者は、自分の事業所に備蓄するとか、唐突にトイレの話はできないと思うが、何らかに関連付けられるときには、携帯トイレを周知してほしい。

豊島区では、全戸配布は行っていないので、それぞれの備蓄を促せるような取組を各部署で行っていただきたい。

会議の結果	(1)～(6)について了承。
提出された資料等	資料1 次第 資料2 委員名簿 資料3 令和8年度第1回 震災・風水害対策推進本部会議
その他	